

総務省情報通信政策局

総合政策課 通信・放送法制企画室 御中

「通信・放送の総合的な法体系について(中間論点整理)」に関する意見書

平成20年7月14日

在日米国商工会議所は、「情報通信審議会 情報通信政策部会 通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」における議論の推移に大変関心を持っており、中間論点整理で示されているインターネット政策の方向性や具体的取り組み等ついて、以下意見を表明するものである。

名称	在日米国商工会議所 情報通信技術委員会
(ふりがな) 住所 (※)	とうきょうと みなとく あざぶだい 東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル10階
連絡先	(ふ り が な) (ざいにちべいこくしょうこうかいぎしょ いじちのりこ) 連絡担当者氏名： 在日米国商工会議所 渉外室 日本政府担当 伊地知 徳子 電話： 03 3433 8451 FAX： 03 3433 8454 e-mail: nijichi@accj.or.jp

意見通番： 1/3

項目	意見
<p>1. 法体系全般に関する主な論点 (1) 法体系の全体構造の見直し 【検討の方向・検討すべき事項】</p>	<p>在日米国商工会議所は、政府及び関係者により検討されている柔軟な法体系がインターネットの発展に寄与するものとの認識を共有する。但し、通信と放送という歴史的に異なる技術領域を対象としてきた法律を一本化しようとする現在の試みは、必ずしも適切な方法であるとは言えない。現在インターネットを構成する革新的な技術やビジネス・ソリューションは、これまで電気通信事業や放送事業を規定してきたインフラ及びサービスの概念とは根本的に異なるものである。旧来のモデルを全く新しい事業領域やサービスに適応しようとすることは、技術革新に対応できないばかりでなく、日本の国際競争力を阻害する要因にもなりかねない。</p>

意見通番： 2/3

項目	意見
<p>1. 法体系全般に関する主な論点 (1) 法体系の全体構造の見直し 【検討の方向・検討すべき事項】</p>	<p>現在の寡占的事業者による通信・放送市場の垂直統合モデルを見直し、レイヤー概念(コンテンツ、プラットフォーム、ネットワークインフラ)でとらえて競争を促進するという当該委員会の方向性については妥当であると考え。しかし、既存の通信・放送に係る法律の一本化をもってその目的が達成されるとは考えにくい。むしろ、サービス提</p>

	<p>供におけるネットワークの中立性を維持しつつ、可能な限り市場原理と技術革新に委ねるべきであると考えます。</p>
--	--

意見通番： 3/3

項目	意見
<p>1. 法体系全般に関する主な論点 (2) 新たな法体系の理念・目的 【検討の方向・検討すべき事項】</p>	<p>在日米国商工会議所は、当該委員会で検討されている論点の中でも、特にプラットフォームレイヤーの規律に関する議論の推移について懸念がある。通信・放送の再編成や融合においてその中核となるのが、まさに認証・課金等のプラットフォームサービスであり、これらがネットワークインフラと利用者を接続し、様々なアプリケーションやサービスを安心・安全に提供する基盤となっている。当該委員会は、公益性と公正競争の観点から融合法でプラットフォームサービスを規制すべきと提案している。公正競争の観点は重要であるが、未成熟である市場に対して公益性をあらかじめ定義すること自体が、競争環境を委縮させる危険性がある。また、同様に技術革新を阻害し、既存事業者の競争優位性が維持され、新規参入を阻む要因となりかねない。公正競争に係る事項については、情報通信法制ではなく、独占禁止法等の競争法制で措置することが望ましい。</p>

〔 総括 〕

インターネットに係る新たな法体系については、これまでも数年に渡り議論されてきた。これらの議論は極めて重要であり、在日米国商工会議所は今後も積極的に議論に参加できる機会が与えられることを期待している。しかし、既存の法律を一本化する

る方向での検討は、今すぐ取り組むべき問題を先送りにし適切に対処することが困難となる。例えば、Ultra Wide Band, Cognitive Radio, Software Radio等の新技術の活用を推進するためには電波法の改正を要するが、これらの検討が後回しとなってしまう懸念がある。また、将来のインターネット政策に密接に係るNTT法の議論との整合性も十分考慮する必要がある。以上に加え、仮に情報通信法に係る懸念事項の多くが解決され立法化作業が着手されとしても、法律の制定までには少なくとも今後2年以上の時間を要する。

欧米においては、急速に新技術の開発・普及が進み、企業や個人がその便益を享受するに至っている。日本において、新しい市場環境に適合していない旧来の法律に基づいて法体系の一本化を議論することは適切ではないと考える。将来に向けて、市場における機会の創出と競争環境を確保することこそ、日本における健全なインターネット社会が確実に発展していく最良な道筋であると考えられる。

以上